

土地家屋調査士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定  
(令和6年3月11日付け)を受けた者の申請番号

申請法務局 東京

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11					

申請法務局 横浜

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9							

申請法務局 さいたま

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9							

申請法務局 千葉

申請番号				
1	2	3	4	5

申請法務局 前橋

申請番号	
1	2

申請法務局 静岡

申請番号			
1	2	3	4

申請法務局 甲府

申請番号
1

申請法務局 大阪

申請番号						
1	2	3	4	5	6	7

申請法務局 京都

申請番号	
1	2

申請法務局 神戸

申請番号			
1	2	3	4

申請法務局 名古屋

申請番号					
1	2	3	4	5	6

申請法務局 津

申請番号	
1	2

申請法務局 富山

申請番号			
1	2	3	4

申請法務局 広島

申請番号				
1	2	3	4	5

申請法務局 山口

申請番号		
1		

申請法務局 岡山

申請番号			
1	2	3	4

申請法務局 鳥取

申請番号
1

申請法務局 松江

申請番号
1

申請法務局 福岡

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14		

申請法務局 大分

申請番号							
1	2	3	4	5	6	7	8

申請法務局 熊本

申請番号				
1	2	3	4	5

申請法務局 鹿児島

申請番号

1

申請法務局 宮崎

申請番号

1 2 3 4

申請法務局 那覇

申請番号

1

申請法務局 仙台

申請番号

1 2 3

申請法務局 福島

申請番号

1 2 3

申請法務局 盛岡

申請番号

1 2

申請法務局 青森

申請番号

1

申請法務局 札幌

申請番号

1

申請法務局 高松

申請番号

1 2

申請法務局 高知

申請番号

1